

Ⅱ 底質(ヘドロ)について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
底質が汚染されているか 知りたい場合	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による大気汚染、 水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準
	環境庁	底質の暫定除去基準
	社団法人 日本水産資源保護協会	水産用水基準による底質の基準
	海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律 (通称 海洋汚染防止法)	海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律施行令

土壌以外にも、底質(河川・湖沼・海洋・水路等の水域において、水底を構成している表層)についても、底質調査方法による測定を行っています。

底質の暫定除去基準

1.水銀	2.PCB
海域: 次式により算出した値(C)以上 $C = 0.18 \cdot (\Delta H / J) \cdot (1 / S)$ (ppm) ΔH: 平均潮差(m)、J: 溶出率、S: 安全率 河川及び湖沼: 25ppm以上	10ppm以上

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令

項目	判定基準 (検液1lにつき)	項目	判定基準 (検液1lにつき)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	バナジウム又はその化合物	1.5mg以下
水銀またはその化合物	0.005mg以下	有機塩素化合物	40mg以下
カドミウムまたはその化合物	0.1mg以下	ジクロロメタン	0.2mg以下
鉛またはその化合物	0.1mg以下	四シ塩化炭素	0.02mg以下
有機リン化合物	1mg以下	1,2-ジクロロエタン	0.04mg以下
六価クロム化合物	0.5mg以下	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg以下
砒素またはその化合物	0.1mg以下	シス?1,2?ジクロロエチレン	0.4mg以下
シアン化合物	1mg以下	1,1,1-トリクロロエタン	3mg以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg以下
銅またはその化合物	3mg以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg以下
亜鉛またはその化合物	2mg以下	チウラム・	0.06mg以下
ふっ素化合物	15mg以下	シマジン・	0.03mg以下
トリクロロエチレン	0.3mg以下	チオベンカルブ	0.2mg以下
テトラクロロエチレン	0.1mg以下	ベンゼン・	0.1mg以下
ベリリウムまたはその化合物	2.5mg以下	セレン又はその化合物	0.1mg以下
クロムまたはその化合物	2mg以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下
ニッケルまたはその化合物	1.2mg以下		